

4章 対策の実施体制

1 空家等対策の実施体制

空家等の所有者等や近隣住民等からの空家等に関する相談・問い合わせ・要望等については多岐にわたる内容であることから、庁内で横断的に対応するための情報共有と体制の構築が必要です。

(1) 総合的な調整等

○担当課 都市住宅課

○主要内容 調査、情報収集、総合窓口対応、各種証明、啓発、周知、補助制度、
庁内調整

(2) 個別対応

空家等に関する相談等については、都市住宅課で内容を把握したのち相談内容に応じて各担当部署が個別対応になります。

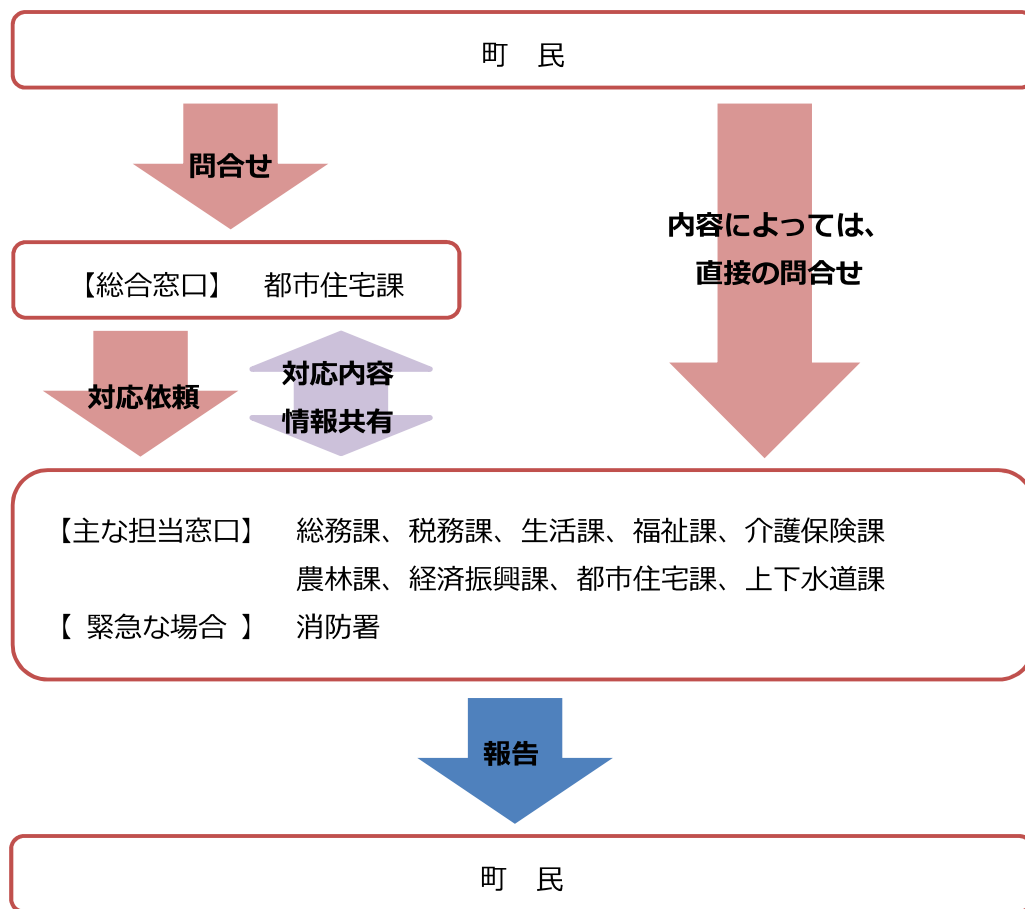
対応表①（相談者からみた対応表）

相談者	空家等の想定される相談内容	主な担当課
所有者等	ごみ（廃棄物処理）に関すること	生活課
	固定資産税に関すること	税務課
	高齢者等に対する啓発、情報提供	福祉課、介護保険課
	高齢者からの住み替え、施設入所等に関すること	福祉課、介護保険課
	賃貸に関すること	都市住宅課
	解体に関すること	都市住宅課
	既存住宅耐震改修補助事業に関すること	総務課
近隣住民等	倒壊、外壁、屋根等の破損、飛散に関すること	総務課、都市住宅課
	地域防災に関すること	総務課
	ごみ、不法投棄に関すること	生活課
	防犯に関すること	生活課
	落書き、景観上の問題に関すること	生活課、都市住宅課
	草木の繁茂、立木に関すること	都市住宅課
	応急対応に関すること（倒壊、飛散等）	消防署
その他	鳥獣（カラス、ハト、キツネ、ノイヌ）に関すること	農林課
	スズメバチ駆除業者の紹介	農林課
	空き店舗等の活用に関すること	経済振興課
	定住促進、長期滞在に関すること	経済振興課
	空家等対策計画に関すること	都市住宅課
	空家等対策協議会に関すること	都市住宅課
	火災に関すること	消防署

対応表②（担当課からみた対応表）

担当課	想定される相談内容
総 務 課	・ 既存住宅耐震改修補助事業に関すること ・ 空家等の地域防災に関すること
税 務 課	・ 空家等の固定資産税に関すること ・ 空家等の所有者情報の提供に関すること
生 活 課	・ 空家等に係る環境衛生保持に関すること ・ 空家等に係る防犯に関すること ・ 空家等の廃棄物処理に関すること
福 祉 課 介護保険課	・ 高齢者等に対する啓発、情報提供 ・ 高齢者からの住み替え、施設入所等に関すること
農 林 課	・ 空家等に係る鳥獣（カラス、ハト、キツネ、ノイヌ）に関すること ・ 空家等に係るスズメバチ駆除業者の紹介
経済振興課	・ 空き店舗等の活用に関すること ・ 定住促進、長期滞在に関すること
都市住宅課	・ 空家等の総合窓口に関すること ・ 空家等の所有者情報収集に関すること ・ 空家等対策協議会に関すること ・ 空家等対策計画に関すること ・ 空家等の除却補助制度に関すること ・ 空家等の草木の繁茂、立木に関すること
上下水道課	・ 開閉栓情報等の提供
消 防 署	・ 空家等の緊急を要する応急措置に関すること（倒壊、飛散等） ・ 空家等の火災に関すること
共 通	・ 空家等の情報収集

図 4-1 実施体制フロー



2 協議会の設置

空家等対策を進めるうえで、中標津町空家等対策協議会設置要綱を定め、法第7条2項に基づく、「中標津町空家等対策協議会」を継続的に運営していきます。

3 計画の見直し

本計画期間は5年間であり、計画期間終了に伴う計画の見直しにあたっては、中標津町空家等対策協議会が主体となり、見直しを行います。

なお、社会的状況の変化等を踏まえ、必要に応じて計画期間中においても適時見直しを行います。